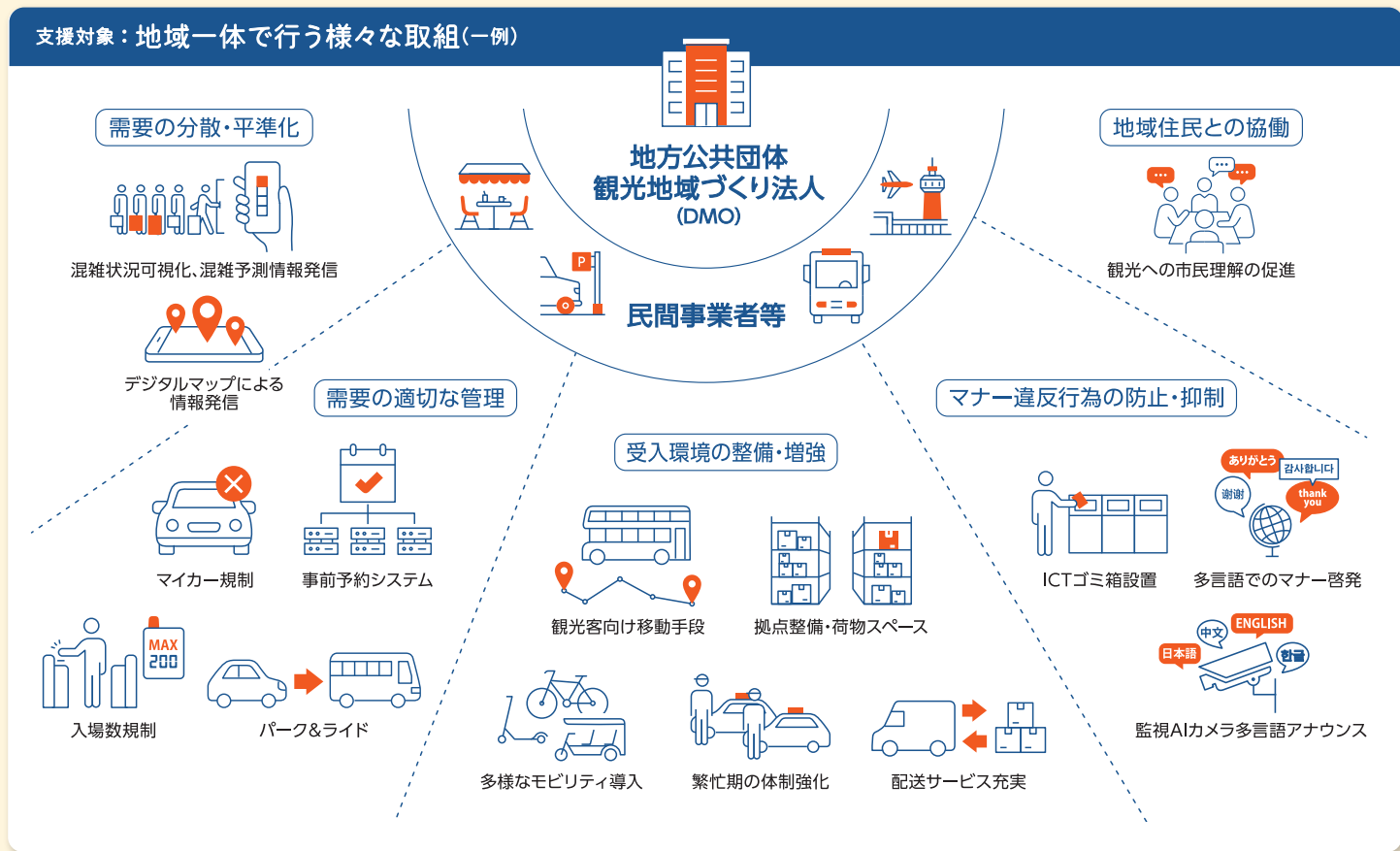


オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする 観光地の面的受入環境整備促進事業

令和
8年度

観光客の過度な集中やマナー違反等の観光課題への対応として、地域の方々の理解の下、中長期的視点で実効性のある面的対策を推進するため、地域一体で行う様々な取組を総合的に支援します。

支援対象：地域一体で行う様々な取組(一例)



地域一体型

申請主体 地方公共団体または登録観光地域づくり法人(DMO)

補助対象 地方公共団体、DMO、民間事業者等

補助率 2/3(上限2億円)

- 主要要件
- 申請時点において、申請主体を含む地域の関係者により構成される協議の場をもうけておくこと
 - 当該協議の場における議論について、地域住民の意見を取り込む方法を取り入れておくこと
 - 申請主体がDMOである場合には、関係する地方公共団体と連携すること

一般型

申請主体 地方公共団体、DMO、民間事業者等

補助対象 地方公共団体、DMO、民間事業者等

補助率 1/2(上限5,000万円)

- 主要要件
- 申請主体が地方公共団体以外の者である場合には、関係する地方公共団体と連携すること

令和8年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業 事務局

☎ 050-3669-0885

受付時間：平日 9:00～17:00

<https://ot-kankoseibi.go.jp>